

埼玉県総務部学事課(総務・宗教法人担当)
会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 宗教法人に係る提出書類等の確認・督促業務
- (2) 宗教法人に係る認証・証明事務に係る事務補助業務及びそれらに付随する事務
(電話・メールによる照会・回答対応、書類の確認及びスキャン、文書の発送等)

2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) パソコン操作(Word、Excel 等を使用したデータ入力・集計、資料作成)ができる方
- (2) 文章の校正など、細かな作業が得意な方
- (3) 電話対応が苦にならない方
- (4) 周囲に気配りができ、協調性のある方

4 採用予定者数

2人

5 勤務条件

- (1) 任用期間
令和8年9月1日から令和9年2月28日まで
- (2) 勤務日数・勤務時間
月12日以内(概ね週3日)
午前8時30分～午後5時15分(7時間45分)
※休憩時間: 正午～午後1時(60分)
※勤務日の割り振りについては応相談

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇5日 ※その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

日額:10,550円～12,500円

(時間額:1,361円～1,613円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

一般職の常勤職員の例により支給(県の規定によります。)

※支給要件を満たす場合に限りします。

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

※自家用車による通勤はできません。

(8)社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りします。

(9)勤務地

埼玉県総務部学事課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和8年8月17日(月曜日)【17:00必着】までに下記担当宛てに、履歴書(第7号様式:写真貼付)、身上書(第8号様式)及び職務経歴書(様式自由)を提出してください。

※応募者多数の場合、早めに締切ることがあります。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「総務・宗教法人担当・会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までです。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和8年8月20日午後または8月21日午前に実施することを予定しております。日時及び場所については、募集終了後に御連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3) 最終合格

令和8年8月下旬に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎3階)

担 当: 総務部学事課 総務・宗教法人担当 國廣

電 話: 048-830-2568